

省令

○財務省令第三十三号
会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十二条第一項、第四百三十五条第二項、第四百四十四條第一項及び第六百五十五條第一項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日 財務大臣 柳田 稔

会社計算規則の一部を改正する省令
会社計算規則(平成十八年財務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「評価・換算差額等」を「評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額」に改める。
「第七節 評価・換算差額等」を「第七節 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額」に改める。

第五十二条の見出しを「評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額」に改める。
第七十六條第一項第二号ロを次のように改める。

ロ 次に掲げるいずれかの項目

- (1) 評価・換算差額等
(2) その他の包括利益累計額

第七十六條第七項中「評価・換算差額等」の下に「又はその他の包括利益累計額」を加える。
第九十五條を次のように改める。

第九十六條第二項第二号ロを次のように改める。
ロ 次に掲げるいずれかの項目

- (1) 評価・換算差額等
(2) その他の包括利益累計額

第九十六條第五項及び第八項中「評価・換算差額等」の下に「又はその他の包括利益累計額」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の日前に終了した事業年度に係る連結計算書類については、なお従前の例による。

(会社法施行規則の一部改正)
第三条 会社法施行規則(平成十八年財務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四條」を「第八十四條の二」に改める。

○財務省令第五十号

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年九月三十日 財務大臣 野田 佳彦

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令(平成二十年財務省令第六十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号様式の記載上の注意1(7)中「55555555」を「55555555」に改める。
別表第二第一号様式の記載上の注意1(7)中「88888888」を「88888888」に改める。

別表第三第一号様式の記載上の注意2(6)中「55555555」を「55555555」に改める。

附則
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○財務省令
農林水産省、厚生労働省、令第二号
株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第五十七條の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日 財務大臣 野田 佳彦

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成二十年財務省令第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号様式の表記載上の注意1(7)中「55555555」を「55555555」に改める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令別表は、平成二十二年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八條の四第一項及び第二項、第八十八條第一項及び第二項、第九十七條第一項から第三項まで並びに第九十條第一項及び第二項並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七條第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日 厚生労働大臣 細川 律夫

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、を標準」を削り、同号イ(3)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第四條 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項第一号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、を標準」を削り、同号イ(4)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第六十一條第四項第一号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、を標準」を削り、同号イ(4)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。